

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主、取引先、従業員そして地域社会などによって支えられている社会的存在であり、企業としての社会的責務を果たすためには、コーポレート・ガバナンスの確立が経営の最も重要な課題のひとつであると認識し、急激な経済環境変化に対応できる経営管理組織の強化を図り、経営の透明性、健全性、迅速な意思決定の維持向上に努めるべく体制整備を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	695,900	8.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	523,900	6.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	516,700	6.64
明治安田生命保険相互会社	409,000	5.25
株式会社埼玉りそな銀行	347,820	4.47
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	280,000	3.59
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	233,200	2.99
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	221,600	2.84
株式会社三菱東京UFJ銀行	212,820	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	190,300	2.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
齋藤 正三	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 正三	○	—	公認会計士としての知識、経験に基づき、業務執行に対する監督ならびに経営判断の助言をうけるため選任いたしました。 さらに、社外取締役として経営陣からの独立性が十分確保されておりますので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から監査役への監査計画および結果の説明、監査役から会計監査人への監査計画および監査実施状況の説明を定期的に行っているほか、適宜情報交換を行うなど十分な連携が図られています。

内部監査室は年間活動計画に基づき各部門および子会社の監査を実施しており、また内部監査室の監査結果に関して、監査役と随時会合を持ち情報交換を行い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
廣渡 鉄	弁護士														
浅野 謙一	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣渡 鉄	○	——	弁護士としての知識、経験に基づき、業務執行チェックならびに経営判断の助言を受けるため選任いたしました。さらに社外監査役として経営陣からの独立性が十分確保されておりますので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員として指定いたしました。
浅野 謙一	○	——	弁護士としての知識、経験に基づき、業務執行チェックならびに経営判断の助言を受けるため選任いたしました。さらに社外監査役として経営陣からの独立性が十分確保されておりますので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、業績の向上達成意欲と株式価値の増大への貢献意識を高めるため、平成28年6月29日開催の定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、平成28年8月9日より制度を開始しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書等に取締役、監査役別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、取締役個々の報酬につきましては取締役会において内規に基づいて決議しております。監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議によって定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当セクションは事務部、社外監査役を補佐するセクションは専任の監査役室が担当し、適宜情報伝達および必要な資料の配付等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行

- (1) 当社の取締役会は、経営戦略に関する最高意思決定機関として毎月1回定時と必要に応じて臨時に開催している。重要事項の決議の他、経営上の事項については適宜検討している。監査役は取締役とは職責を異にする独立機関であることを充分認識し、取締役会に出席している。取締役は監査役の意見も参考にし、適正な意思決定を行っている。
- (2) 原則毎週1回取締役による経営会議を開催し、各取締役より随時所管の業務執行について報告がなされ、リスク管理について情報の共有化が行われており、適切に対応できる体制がとられている。
- (3) 各部門(子会社を含む)の現状把握や今後の業況の見通し、事業リスクへの対応や情報の共有化を図るため、四半期に一度取締役、常勤監査役、部所長、課長、子会社代表者をメンバーとする経営報告会を開催している。

2. 監査

(1) 監査役

常勤監査役は原則毎週開催される経営会議に出席し、取締役の業務執行について把握し、リスク管理対応状況も適切に把握しており、監査役会において社外監査役と相互に適宜コミュニケーションをとり情報の共有化を図っている。

(2) 内部監査

当社は内部監査部門として内部監査室を設置しており、本社、営業拠点および子会社等の内部監査を行っている。

(3) 会計監査

監査法人による期中監査および期末監査を受けており、適正な情報を提供し、会計処理の透明性と正確性の向上に努めている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役8名中1名が社外取締役、また監査役3名中2名が社外監査役であり、社外監査役による監査を実施し、また独立・公正な立場で取締役の重要な業務執行に対する有効性および効率性の検証を行う等、経営監視機能の客観性および中立性を十分に確保する体制が整備されております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、早期発送（開催日の2週間より前：本年度は開催日の18日前発送）を実施しております。 また、東京証券取引所のホームページには、開催日の25日前に掲載しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英語版を、当社英文ホームページにて掲載しております。
その他	総会運営面では、事業報告をビジュアル化するとともに、製品の紹介コーナーを総会会場に併設して、出席株主との懇談の場を設けるなど株主総会の活性化に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催（事業概要、決算説明等）	あり
IR資料のホームページ掲載	TDnetで開示された情報及び会社説明会資料等を、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	事務局 IR担当役員：細井 和郎 IR事務連絡責任者：山崎 秀雄 IR担当者：先崎 綾菜	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ企業行動憲章を制定し、全社員に徹底しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001取得済（当社、国内子会社6社および海外子会社3社）

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。】

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を当社及び子会社の役員、社員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社事務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社及び子会社の役員、社員教育等を行う。当社内部監査室は、社長直轄のもと、当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規定により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社及び子会社のコンプライアンス、環境、品質、災害、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は当社事務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は当社及び子会社の取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の職務権限・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社事務部を内部統制に関する担当部とすると共に、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
(2) 当社の取締役、部長及び子会社の社長は、各部門及び各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
(3) 当社の内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告の上、当社事務部及び前項に規定する責任者にも報告し、当社事務部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
(4) 子会社に関する重要事項については、当社取締役会において審議、決定するものとする。
なお、当社の取締役及び社員が子会社の取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会、経営会議及び経営報告会に報告できる体制とする。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役を補助する専任の組織として監査役室を設置する。監査役は監査役室に対して監査業務に必要な事項を命令することができる。監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。また、監査役監査に必要とする事項に関しても適宜報告を行う。

当社は、当社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び社員に周知徹底する。

8. 監査役は、監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用の支出を求めた場合、当該監査役の請求に応じてこれを支出する。会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、それを阻むことはできない。

当社は、当社監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用の支出を求めた場合、当該監査役の請求に応じてこれを支出する。会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、それを阻むことはできない。

9. その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
また、内部監査室が行う計画的内部監査の報告を定期的に受ける等、監査役の監査が、効率的且つ効果的に行われることを確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況】

1. 当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針としている。
2. 企業活動の基本方針として定めた、グループ企業行動憲章及びコンプライアンス・マニュアル(倫理綱領)に「反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む」との基本方針をもって反社会的勢力の排除に取り組んでおり、整備状況は以下の通り。
 - (1) コンプライアンス・マニュアルを、当社及び子会社の役員及び社員に配布し、当該原則の遵守について徹底している。
 - (2) 平素から、埼玉企業暴力防止対策協議会、(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター及び所轄警察署などの外部専門機関と連携し、折に触れ指導を受けると共に、情報の共有化を図っている。
 - (3) 外部機関による当該関係講習会やセミナーに参加し、活用している。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けて、常に見直し継続的に改善を図っていく。

